

平成 26 年第 1 回野洲市議会定例会市提出案件

平成 26 年 2 月 26 日提案

1 新年度予算 11 件

- 議第 1 号 平成 26 年度野洲市一般会計予算
- 議第 2 号 平成 26 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 3 号 平成 26 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 4 号 平成 26 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 5 号 平成 26 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 6 号 平成 26 年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 7 号 平成 26 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 8 号 平成 26 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 9 号 平成 26 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 10 号 平成 26 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 11 号 平成 26 年度野洲市水道事業会計予算

※ 詳細は、別紙資料

2 補正予算 7 件

- 議第 12 号 平成 25 年度野洲市一般会計補正予算(第 7 号)

①予算額

- ・補正前予算額 20,086,137 千円
- ・補正額 Δ 422,317 千円
- ・補正後予算額 19,663,820 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・法人市民税法人税割現年課税分(120,824 千円)及び固定資産税現年課税分(80,000 千円)の増額。
- ・地方単独事業等に充当できる地域の元気臨時交付金の決定による増額。(110,456 千円)
- ・国補正を活用した橋梁長寿命化整備事業及び柿ノ木原踏切における通学路整備事業に伴う社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)の追加。(国 13,343 千円)
- ・認知症対策として民間事業者の参入を募ったものの結果として事業化に進展しなかったことによる介護基盤緊急整備補助金(Δ 40,000 千円)及び開設準備経費補助金(Δ 10,800 千円)の減額。
- ・不動産売払収入の減額。(124,825 千円)
- ・財政調整基金繰入金(Δ 300,000 千円)及び減債基金繰入金(Δ 30,000 千円)の減額。
- ・事業費の見込額による市債の精査。(136,800 千円)

【歳出】

- ・財政調整基金（31,000千円）及び減債基金（50,000千円）への積立。
- ・一部前倒しによる篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会事業負担金の増額。（58,930千円）
- ・野洲市議会議員一般選挙費確定による事業費の減額。（△20,298千円）
- ・給与減額支給措置分（△2,873千円）を含む社会福祉協議会活動費補助金の減額。（△6,191千円）
- ・入所児童数の減による人件費等を含む学童保育所指定管理料の精査。（△42,553千円）
- ・平成25年度で終了する省エネルギー住宅普及促進補助金の減額。（△1,545千円）
- ・社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）を活用し、道路橋梁維持（21,700千円）の進捗を図る。
- ・野洲駅前周辺都市基盤整備における事業費の精査と見込みによる減額。（△44,511千円）
- ・北野小学校増築工事費（△83,487千円）を減額。

□議第13号 平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,859,505千円
- ・補正額 △11,244千円
- ・補正後予算額 4,848,261千円

②補正の概要

【歳入】

- ・共同事業交付金の減額。（△65,161千円）
- ・その他繰越金を一般財源として予算化。（52,506千円）

【歳出】

- ・高額医療費拠出金額の決定による高額医療費共同事業拠出金（△3,213千円）及び保険財政共同事業拠出金（△11,830千円）の減額。

□議第14号 平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

①予算額

- ・補正前予算額 428,082千円
- ・補正額 △1,498千円
- ・補正後予算額 426,584千円

②補正の概要

- ・平成25年度保険基盤安定繰入金額の確定に伴い、一般会計繰入金と後期高齢者広域連合納付金について補正。（△1,498千円）

□議第 15 号 平成 25 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 3, 0 6 1, 9 6 0 千円
- ・補正額 1 3 6, 3 8 2 千円
- ・補正後予算額 3, 1 9 8, 3 4 2 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費の増加に伴う一般会計繰入金 (16, 156 千円)、介護保険給付費準備基金繰入金 (28, 733 千円) 及び繰越金 (34, 340 千円) の増額。

【歳出】

- ・居宅介護サービス等の給付費の増加に伴う保険給付費の増額。(138, 423 千円)

□議第 16 号 平成 25 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1, 9 6 4, 1 0 4 千円
- ・補正額 △ 9 0, 9 9 2 千円
- ・補正後予算額 1, 8 7 3, 1 1 2 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・事業進捗を考慮した国庫補助金の減額。(△11, 470 千円) → 一般会計：雨水対策事業費へ充当
- ・災害復旧にかかる流域下水道事業債の借入。(7, 400 千円)
- ・補償金免除繰上償還制度終了に伴う借換債の減額。(△57, 900 千円)

【歳出】

- ・平成 25 年確定申告に伴う消費税の精査。(公共△7, 053 千円、農排 118 千円)
- ・台風 18 号に伴う不明水分を含む浄化センター負担金の増額。(6, 526 千円)
- ・市三宅区画整理内管渠工事完了と県道工事の遅延による大篠原 13 号枝線管渠工事請負費の減額。(△31, 800 千円)
- ・補償金免除繰上償還制度終了に伴う一括償還元金分の減額。(△57, 969 千円)

□議第 17 号 平成 25 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1 3, 0 5 5 千円
- ・補正額 △ 1 3 0 千円
- ・補正後予算額 1 2, 9 2 5 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・事業費の確定に伴う負担金及び補助金の減額。(分△48 千円、県△65 千円)

【歳出】

- ・基幹水利施設の維持管理経費等の精査による減額。(△130 千円)

□議第 18 号 平成 25 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 2 号)

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

・補正前予算額	3 1 8, 3 9 8 千円
・補正額	△ 5 1, 0 0 0 千円
・補正後予算額	2 6 7, 3 9 8 千円

(補正の概要)

- ・比江水源地拡張工事事業債の減額 (△46,000 千円)、配水管移設 (野洲駅無電柱化) 工事負担金の減額 (△5,000 千円)

〔支出〕

・補正前予算額	5 6 7, 7 6 4 千円
・補正額	△ 2 2, 7 0 0 千円
・補正後予算額	5 4 5, 0 6 4 千円

(補正の概要)

- ・比江水源地拡張工事監理業務等の減額 (△22,700 千円)

3 条例の制定・改廃 11件

□議第 19 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部が改正されることに伴い、関係条例について所要の改正を行う。

①改正条例

- (1) 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 (第 1 条)
- (2) 野洲市福祉医療費助成条例の一部改正 (第 2 条)
- (3) 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (第 3 条)

②施行日 平成 26 年 4 月 1 日

□議第 20 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 24 年度に出された高齢層職員の昇給抑制に関する人事院勧告に対し、国家公務員の給与改定が実施されたことに伴い、同様の措置を講ずるなど所要の改正を行う。

①概要

- (1) 第 6 条第 4 項、第 5 項 (55 歳を超える職員の昇給の号給数)
2 号給を標準として規則で定める基準→勤務成績に応じて規則で定める基準
- (2) 教育職給料表に 4 級を追加

②施行日 平成 26 年 4 月 1 日

□議第 21 号 野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥獣等の捕獲等の作業について作業中における鳥獣等の接触により職員に負傷等の危険が伴うことから、当該業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため改正を行う。

①概要

- (1) 第 2 条に「鳥獣等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当を追加
- (2) 第 14 条に支給額の規定を追加
 - ・鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理など・・・500 円／日
 - ・殺処分を伴う作業・・・1,000 円／日

②施行日 平成 26 年 4 月 1 日

□議第 22 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

①概要

- (1) 地番図の写しの交付手数料を追加 (300 円／枚)
- (2) し尿手数料 (別表第 11) 231 円→237 円 (消費税率引上げに伴う増)

②施行日

平成 26 年 4 月 1 日

□議第 23 号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新設する幼稚園の名称を「さくらばさま幼稚園」とし、その位置及び定数を定める。
施行日 平成 26 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市社会教育委員条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第 3 次一括法)」の公布により、社会教育法の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。

①概要

- ・委嘱基準を追加 (第 2 条第 2 項)
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者

②施行日 平成 26 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律（第3次一括法）」の公布により、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、会長及び委員の要件に係る規定が廃止されたことから、所要の改正を行う。

①概要

- ・会長は、市長をもって充てる。（第3条第2項）
- ・委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。（第3条第2項）
 - (1) 市議会議員
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 学識経験者

②施行日 平成26年4月1日

□議第26号 野洲市立保育所条例の一部を改正する条例

①概要

- ・新設する保育所の名称を「さくらばさま保育園」とし、その位置を定める。
- ・野洲第二保育園を廃止する。

②施行日 平成26年4月1日

□議第27号 野洲市公共下水道使用料条例及び野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、消費税相当額を8%に改正する。

①改正条例

- (1) 野洲市公共下水道使用料条例
- (2) 野洲市農業集落排水処理施設使用料条例

②施行日 平成26年4月1日

□議第28号 野洲市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の制定に伴い、滋賀県公害防止条例が改正されたため、所要の改正を行う。

①概要

- ・第3条第1号中 「第2条第3項」→「第2条第2項」
- ・第6条第1項第3号、第4号 「^{こう}勾配」→「勾配」

②施行日 公布の日

□議第29号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、消費税相当額を8%に改正する。

施行日 平成26年4月1日

4 その他 1件

□議第30号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線・・・北口線、市三宅竹生支線、市三宅竹生外周線、堤ノ表線、市三宅竹生線、穴田流 1 号線、穴田流 2 号線、竹ヶ丘 3 号線、竹ヶ丘 6 号線、竹ヶ丘 10 号線、竹ヶ丘 12 号線、竹ヶ丘 15 号線、竹ヶ丘 16 号線、竹ヶ丘 17 号線、竹ヶ丘 18 号線、竹ヶ丘 19 号線、竹ヶ丘 20 号線、竹ヶ丘 21 号線、竹ヶ丘 22 号線、竹ヶ丘 23 号線、狩り線
- ・廃止路線・・・北口線、久野部竹生支線、市三宅竹生支線、市三宅竹生外周線、市三宅竹生線、竹ヶ丘 3 号線、竹ヶ丘 6 号線、竹ヶ丘 10 号線、竹ヶ丘 12 号線

5 人事案件 2 件

□議第 31 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
ちかまつ 近松 あや子 (新)

※任期 平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日 (3 年間)

□議第 32 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
うえだ はるき 上田 晴基 (新)

※任期 平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日 (3 年間)